

## 勤務体系の定義

1. 常勤は、その給与または報酬が年によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。  
ただし、申込者が希望した場合には、MRT の裁量で非常勤 1（定期）と扱うことができます。
2. 非常勤 1（定期）は、毎月 1 日以上定期的に勤務する者で、その給与または報酬が日または時間によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。  
ただし、毎月 1 日以上定期的に勤務する者であっても、申込者が希望した場合には、これらの者を非常勤 2（単発）として雇用することもできます。
3. 非常勤 2（単発）は、定期的な勤務を前提としない単発の勤務を行う予定で雇用される者をいいます。
4. 給与または報酬には、給与のみならずオンコール勤務（いつでも出勤できるように病院外で待機し、病院側から要請があった場合に出勤する勤務形態を指します。）時の追加給与も含まれます。
5. 開業・継承とは、自ら病院もしくは診療所を開設し、または病院もしくは診療所の事業を承継し、当該病院または診療所の開設者となるものをいいます。
6. 申込者が、MRT に書面で通知することにより、当該書面が MRT に到達した後に発生する非常勤 1（定期）の紹介手数料を一括して支払うことができ、かかる場合の紹介手数料は以下に定める算出方法によって算出される金額とします。  
算出方法：週単位の勤務の場合…週の勤務回数×52 週×1 日あたりの給与または報酬×20%  
月単位の勤務の場合…月の勤務回数×12 ヶ月×1 日あたりの給与または報酬×20%  
上記以外の場合…想定勤務回数×1 日当たりの給与または報酬×20%
7. 申込者が、MRT から紹介された人材を常勤または非常勤 1（定期）として雇用し、かつ開設者とした場合には、当該人材は常勤または非常勤 1（定期）及び開業・継承の両方に該当するものとします。  
かかる場合の紹介手数料は、常勤または非常勤 1（定期）及び開業・継承それぞれの紹介手数料を算出して、より高額な金額とします。

## 手数料の取り扱いについて

1. 申込者は、応募者と雇用契約を締結した場合、または応募者が申込者の希望する病院もしくは診療所の開設者となることが確定した場合（開設届を当局に届け出たことのみならず、開業日を定める書面の締結等をもって開設者となることが確定したものとみなします。）、人材紹介の対価として紹介手数料に消費税を加算した金額を、利用規約に定める期限までに、MRT の指定する口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
2. 申込者と請求先が異なる場合、請求先は、前項に基づく申込者の債務を連帯して保証します。
3. 応募者が常勤または非常勤 1（定期）（ただし、勤務体系 6 に基づいて一括で紹介手数料を支払う場合に限り）として雇用された後、応募者本人の責によって解雇された場合、または自己都合により応募者が退職した場合（ただし、退職が申込者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。）に、申込者から MRT に書面による通知があったときには、応募者が実際に勤務を開始した日から解雇された日または退職した日までの期間に応じて、以下に定める金額を紹介手数料から減額することとし、減額後の金額が MRT が既に受領した紹介手数料の金額を下回る場合には、その差額を MRT が申込者または請求先に返還します。

### 【医師紹介】

- 1 ヶ月未満の場合（勤務開始前に解雇等された場合を含む）紹介手数料の 100%相当額から、「実際に勤務した日の給与または報酬相当額に係る紹介手数料」を控除した金額
- 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合 紹介手数料の 50%
- 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合 紹介手数料の 25%

### 【コメディカル紹介】

- 1 ヶ月未満の場合（勤務開始前に解雇等された場合を含む）紹介手数料の 100%相当額から、「実際に勤務した日の給与または報酬相当額に係る紹介手数料」を控除した金額
- 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合 紹介手数料の 50%

注：「実際に勤務した日の給与または報酬相当額に係る紹介手数料」は以下の算出方法により算出します。

#### 《常勤の場合》

原則として以下①の算定式によって算出された金額とするが、申込者が希望し、かつ当該申込者の非常勤の医師の給与体系に関する規程を MRT に示した場合には②の算定式によって算出された金額とします。

- ① 年俸÷12 ヶ月÷実際に勤務した日の属する月の本来勤務すべきだった日数×実際の勤務日数×10%
- ② 同内容の勤務を行う者が非常勤で勤務した場合の申込者の規程上の日当×実際の勤務日数×10%

#### 《非常勤 1（定期）の場合》

1 日あたりの給与または報酬×実際の勤務日数×10%

4. 申込者が、応募者を非常勤 1（定期）または非常勤 2（単発）として雇用する雇用契約を締結した後、実際に応募者が勤務する前に、応募者の責に帰すべからざる事由により雇用契約が解消された場合には、申込者は、応募者に対する補償として、雇用契約が解消された時期に応じて、以下に定める金額を応募者に支払います。なお、申込者は、以下に定める金額を紹介手数料率を乗じた額を MRT に支払います。
  - ① 勤務開始予定日から起算して 16 日以前に解消した場合：予定給与または報酬の 25%
  - ② 勤務開始予定日から起算して 9 日～15 日前までに解消した場合：予定給与または報酬の 50%
  - ③ 勤務開始予定日から起算して 8 日前までに解消した場合：予定給与または報酬の 100%
5. 申込者の事情によって、採用決定後、勤務条件の変更または給与の減額があった場合は、申込者と MRT が協議の上決定した変更相当額のキャンセルがあったものとみなし、当該変更相当額につき、上記 4. に定めるキャンセル料の支払いを、MRT は申込者に求める事ができるものとします。
6. 申込者は、応募者と雇用契約を締結した後（常勤及び非常勤を問いません。）、1 ヶ月以内に応募者の給与または報酬を増額した場合は、増額後の給与または報酬で雇用契約が締結されていたものとみなし、MRT に対して、増額後の給与または報酬に基づいて計算される紹介手数料を支払います。

制定日：平成 27 年 4 月 1 日

## 別紙：利用規約

### 1. 紹介の依頼について

当社に求人申し込み者（以下、「申込者」といいます。）は、本申込有効期間中、MRT株式会社（以下、「当社」といいます。）に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める勤務条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人条件」といいます。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下、「求人票」といいます。）をWebサイトへの入力、書面、FAXまたは電子メールにより交付して、人材の紹介を依頼するものとします。

### 2. 紹介の内容について

当社は、（1）求人条件に適合可能性がある人材（以下、「候補者」といいます。）のうち、申込者に対し応募する意思があり、かつ、申込者の職場の雰囲気等、求人条件以外の条件も加味して当社が適切と判断した人材を、申込者に対して紹介する方法、または（2）申込者に対し応募する意思のある者が申込者の情報を確認して応募することができるよう申込者の情報を当社 Webサイトに掲載する方法により、人材を紹介します。（以下、申込者に紹介した人材を「応募者」といいます。）

### 3. 応募者の選考について

- 申込者は、当社が2.により紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を労働者として雇用し、または申込者の希望する病院もしくは診療所の開設者としてします。この際、当社は申込者に対して応募者の選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとします。
- 申込者は、（1）に基づき応募者を常勤または非常勤1（定期）として雇用することを決定した場合、決定後速やかに、当社に対して、雇用を決定した事実を確認する書面を郵送、FAXまたは電子メールで交付するものとします。
- 申込者は、（1）に基づき応募者を非常勤2（単発）として雇用することを決定した場合、直ちに当社 Webサイト上で、当社及び応募者に対して、応募者を雇用することを決定した旨を通知するものとします（以下、「雇用通知」といいます。）。いったん雇用通知がなされた後、雇用されることが決定した応募者が求職を取り消すこと、申込者の指示に従った勤務をしないこと（応募者が代理の者に勤務をさせることを含みます。以下この(3)において同じです。）を、当社は原則として認めておりません。応募者が求職を取り消した場合または応募者が申込者の指示に従って勤務しなかった場合、当社は、これらについて一切の責任を負いません。なお、応募者の代理の者が勤務を行い、申込者が遅滞なく当社に異議を申し立てなかった場合には、申込者が当社の紹介によって代理の者を雇用したものとみなします。
- 申込者は、（1）に基づき応募者を開業・継承として開設者としてすることを決定した場合、決定後速やかに、当社に対して、応募者を開設者としてすることを決定した事実を確認する書面を郵送、FAXまたは電子メールで交付するものとします。

### 4. 申込者の義務について

（1）申込者は、応募者と雇用契約を締結した場合、または応募者が申込者の希望する病院もしくは診療所の開設者となることが確定した場合（開設届を当局に届け出たことのみならず、開業日を定める書面の締結等をもって開設者となることが確定したものとみなします。）勤務体系毎に以下に定める期限までに、申込書記載の紹介手数料に消費税を加算した金額を、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により、当社に支払うものとします。ただし、申込者は、当社に対する支払いに関して、振込手数料を別途負担するものとします。なお、当社が認めた場合を除き、当社への紹介手数料支払いが7日以上遅滞した場合、催告を要することなく、紹介サービスを停止し、または本申込書に基づく合意を解除する場合があります。

#### ① 常勤の場合

応募者が実際に勤務を開始した日の属する月の翌月末日

#### ② 非常勤1（定期）の場合

応募者が実際に勤務した日、一括紹介手数料を支払う場合には勤務を開始した日の属する月の翌月末日。

ただし、申込者が本申込書注6に基づく通知を当社に行って一括で紹介手数料を支払う場合、当該紹介手数料の払込期限は当該通知が当社に到達した日の属する月の翌月末日とします。

#### ③ 非常勤2（単発）の場合

応募者が実際に勤務した日の属する月の翌月末日

#### ④ 開業・継承の場合

応募者が開設者になることが確定した日の属する月の翌月末日

- 申込者は、当社が紹介した応募者が、既に他の手段により申込者の求人に応募していた場合は、直ちに当社にその旨通知するものとします。また、申込者は、本申込有効期間中及び有効期間終了後2年が経過するまでの間、当社が応募者を紹介した後に、当社の紹介によることなく申込者（申込者が法人である場合、または申込者が法人に属する病院もしくは診療所である場合は、当該法人、または当該法人もしくは当該法人の親会社や子会社・関連会社に属する他の病院もしくは診療所を含みます。以下「申込者等」といいます。）が当該応募者と雇用契約を締結したときまたは当該応募者が申込者等の開設者となったときは、これらを当社の紹介によるものとみなします。
- 申込者は、本申込有効期間中及び有効期間終了後2年が経過するまでの間、当社の承諾を得ることなく、当社を通じずに求人目的で応募者と連絡を取り、または当社の承諾を得ることなく当社を通じずに応募者と雇用契約を締結し、若しくは応募者を申込者の開設者としてはならないものとし、申込者等はこれらの行為をしないものとします。また、申込者は、本申込有効期間中及び有効期間終了後2年が経過するまでの間、応募者から直接申込者等に求職目的で連絡があった場合には、速やかに当社に連絡するものとします。
- 申込者は、（2）第2文に基づいて、当社の紹介によって、応募者と雇用契約を締結し、または申込者等の開設者としたとみなされた場合（常勤、非常勤及び開業・継承の別を問いません。また、いったん雇用契約を締結したまたは申込者等の開設者となった後に常勤、非常勤及び開業・継承の間で変更があった場合には、新たな雇用契約の締結があったまたは新たに申込者等の開設者になったものとみなします。）には、以下の各号の場合に応じて、各号記載の金額に消費税相当額を加えた金額を当社に対して支払うものとします。但し、かかる雇用契約の締結または申込者等の開設者になることに基づく応募者の勤務条件を申込書記載の紹介手数料の計算式に当てはめた場合に算出される金額が、各号記載の金額を超える場合には、申込者は当社に対して、当該紹介手数料相当額に消費税を加えた金額を支払うものとします。

① 申込者等が応募者を常勤として雇用した場合には、申込者の求人票記載の想定年俸（幅をもって記載されている場合や記載が複数ある場合には、その最高額とします。なお、想定年俸が記載されていない場合には、想定年俸を1500万円とみなします。）の金額に20%を乗じた金額。なお、当該申込者が常勤としての雇用を求める求人票を交付していた場合には、当該応募者は常勤として雇用されたものと推定されるものとし、申込者において応募者が常勤として雇用されたものでないことを証明しなければ、本①号が適用されるものとします

② 申込者等が応募者を開業・継承として開設者とした場合は300万円。

③ 申込者等が応募者を非常勤1（定期）として雇用した場合には、以下に定める計算式により算出される金額。なお、申込者が非常勤1（定期）としての雇用を求める求人票を交付していた場合には、当該応募者は求人票記載の勤務条件で非常勤1（定期）として雇用されたものと推定されるものとし、申込者において、応募者が求人票記載の勤務条件で非常勤1（定期）として雇用されているものでないことを証明しなければ、求人票記載の勤務条件で勤務が行われたものとして本③号が適用されるものとします。

週単位の勤務の場合…週の勤務回数×52週×給与額×20%

月単位の勤務の場合…月の勤務回数×12ヶ月×給与額×20%

上記以外の場合…想定勤務回数×給与額×20%

\*「給与額」は、申込者の求人票記載の1日当たりの給与または報酬（幅をもって記載されている場合にはその最高額とし、勤務形態が複数ある場合には、応募者の実際の勤務実態に最も近いと当社が合理的に判断する勤務に対する報酬とします。）を指します。以下、本項において同様です。

④ 申込者等が応募者を非常勤2（単発）として雇用した場合には、以下に定める計算式により算出される金額。

月の勤務回数×12ヶ月×給与額×20%



- (5) 申込者等または申込者等の関連会社が職業紹介事業または労働者派遣事業を営んでいる場合は、申込者が職業紹介事業等を目的としていないことを証明しなければ、職業紹介事業等の目的で応募者を雇用するものとみなし、非常勤の採用をした場合には、給与または報酬額の20%を支払うものとします。
- (6) 申込者は、申込者の開設者若しくは代表者または所在地のいずれかが変更された場合には、遅滞なく当社に書面（メール、FAXを含みます。）での旨及び変更後の内容を連絡するものとします。
5. 勤務条件の確認について  
申込者は、3.(1)に基づき応募者の雇用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を、申込者の責任において交付または明示し、申込者及び当該応募者との間で、雇用契約を締結するものとします。
6. 差別的取扱いの禁止について  
申込者は、3.(1)に定める応募者の選考の際、当社が紹介した応募者を年齢、性別その他の属性により差別的に取り扱わないものとします。
7. 応募書類の作成責任について  
申込者は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成されたものであることを確認するものとします。  
なお、応募書類に変更（応募書類の不備、不記述を含む）が生じた場合には、速やかに応募書類の修正または変更等の措置を応募者に講じていただくものとしますが、かかる措置が行われていない場合でも当社はその責を負いません。
8. 個人情報の取扱いについて  
(1) 当社は、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を申込者に対して開示・提供します。ただし、当社は、求人条件に何ら関連のない、応募者の病歴、併願状況等の個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に対して開示・提供しません。  
(2) 申込者は、(1)に基づき当社より提供された応募者（雇用に至らなかった者も含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって、秘密として厳重に管理し、応募者の選考の目的の範囲で利用するものとし、本申込有効期間中及び有効期間終了後も、第三者に開示または漏洩しないものとします。  
(3) 申込者は、応募者の選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨当社に通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様に、善良なる管理者の注意をもって情報を管理する措置を講じさせるものとします。  
(4) 申込者は、求人条件等の公開されている申込者の企業情報を、当社が候補者を募集するために、当社が運営または提供するWebサイト等において開示・公開することに同意するものとします。申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨当社に通知し、当社の同意を得るものとします。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の善良なる管理者の注意をもって情報を管理する措置を講じさせるものとします。
9. 候補者への開示・提供について  
当社は、申込者の情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとします。  
① 求人票のほか、申込者から当社に提供された情報  
② 当社が独自に収集した情報  
ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に書面で指定した情報についてはこの限りではありません。
10. 業務提携先への情報開示について  
当社は、当社と業務提携関係にある取引先に対し、求人票や会社案内等、申込者より入手した情報を開示・提供する場合があり、申込者はこれに同意します。その際には当社の責任のもと、当該取引先が、当社と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとします。
11. 守秘義務について  
(1) 申込者及び当社は、相手方から秘密である旨明示の上受領し、または開示を受けた情報（以下、「機密情報」といいます。）を、本申込有効期間中及び有効期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、9.及び10.に定める場合、並びに管轄官公庁または法令に基づき開示が要請された場合はこの限りではありません。  
(2) 個人情報を除き、(1)にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたりません。  
① 受領、または開示の時点で既に公知であった情報  
② 受領、または開示を受けた当事者の故意または過失によらないで公知になった情報  
③ 受領、または開示を受けた当事者が第三者から適法に秘密保持義務を負うことなく取得した情報  
④ 受領、または開示の時点で既に開示を受けた当事者が有していた情報
12. 有効期間について  
本申込書の有効期間は申込日より1年間とします。ただし、申込者または当社からの特段の申し出がないときは、申込は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
13. 解除について  
申込者及び当社は、相手方が本申込書及び本利用規約に違反した場合や、相手方に本申込を継続し難いと認められる事由が生じた場合には、本申込有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本申込を解除することができます。
14. 応募者に対する給与または報酬支払いについて  
応募者に対する給与は、申込者より直接応募者にお支払い頂きます。給与または報酬振込みに際しての必要情報は、申込者が応募者に対して勤務時に確認をするものとします。  
当社が認めた場合を除き、応募者への給与または報酬支払いが7日以上遅滞した場合、催告を要することなく、当社は紹介サービスを停止し、または本申込書に基づく合意を解除することがあります。
15. 専属合意管轄について  
当社及び申込者は、本契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
16. 本申込書等の改訂  
当社は、本申込書の記載及び本利用規約の内容の変更をしようとする場合は、当該案を当社Webサイト上に提示することとし、当該提示から30日以内に当該変更案に異議を述べなかった場合は、申込者が当該変更案に同意したものとみなし、当該変更案のとおり、本申込書の記載及び本利用規約を変更したものとみなします。
17. コンプライアンスについて  
申込者が医師法・医療法その他の法令を遵守しないことによって、当社もしくは候補者または応募者に損害が生じた場合、申込者はその損害を賠償する責を負うものとします。  
応募者は、法令により兼業を禁止されている場合には、兼業許可の取得等により法令違反を回避するための措置を講じるものとします。なお、公務員等法令により兼業が禁止される候補者については兼業許可の取得等により法令違反を回避するための措置を講じていただくものとなりますが、かかる措置が行われていない場合でも当社はその責を負いません。
18. 反社会的勢力との関係について  
申込者は反社会的勢力に該当しないとともにとその関係が一切ないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、それとの関係もないことを確認するものとします。申込者が反社会的勢力に該当した場合には、取引を一切停止します。